

国空予管第446号  
国空技企第70号  
平成21年8月21日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

### 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について

公共工事の執行にあたっては、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、「平成21年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における入札・契約業務等の円滑な実施について」（平成21年8月21日付国空予管第443号）記2において、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社（以下「下請企業等」という。）の地域への精通度や貢献度等についても適切に評価することができると通知したところであるが、その具体的な方法を下記のとおり定めたので、適切に実施されたい。

#### 記

##### 1 対象工事

- (1) 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成12年7月26日付け空経第719号、空建第133号）の別紙「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式における手続について」（平成17年6月3日付け国空予管第130号、国空建第24号）に基づき行われる工事のうち、高度技術提案型総合評価方式を適用する工事及び「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年5月18日付け国空予管第215号、国空技企第20号）の対象工事を除いたものにおいて試行することとする。
- (2) 対象工事については、入札参加者だけではなく下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等も評価する「地元企業活用審査型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

## 2 評価項目及び評価基準

標準ガイド第2Ⅲ2の評価項目については、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価項目を少なくとも1つ以上設定するとともに、標準ガイド第2Ⅲ10及び「航空局直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（平成17年12月20日付け国空予管第546号、国空技企第140号）の別添中3-4の例示を参考に、工事における必要度・重要度に基づき、それぞれ適切に設定するものとする。

なお、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価基準の設定にあたっては、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等を、入札参加者のそれよりも優位に評価しないよう留意すること。

## 3 その他

本対象工事においては、あくまでも入札参加者について、どのような下請企業等を活用しようとしているかについて審査及び評価するものであって、下請企業等を直接評価するものではない。従って、当然ながら発注者と下請企業等との間に直接の契約関係を発生させるものではなく、下請企業等の選定や、下請企業等が分担する工事の施工等については、落札者の責任において行われるものであることに留意すること。

## 附 則

この通知は、平成21年8月24日以降に入札手続を開始する工事から適用する。